

川崎市立井田病院薬事委員会要綱

平成19年4月1日
19川井病庶第291号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における医薬品の適正な管理と効率的な運用を審議し、薬物療法の向上を図ることを目的として設置する川崎市立井田病院薬事委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新規採用医薬品等の購入に関する事項
- (2) 既採用医薬品の購入中止に関する事項
- (3) 既採用医薬品の適正な管理及び運用に関する事項
- (4) 「院外処方薬」の選定に関する事項
- (5) 薬品費の予算執行に関する事項
- (6) 医薬品安全性情報に関する事項
- (7) 検査試薬に関する事項
- (8) 医薬品の安全使用のための本院職員に対する研修に関する事項
- (9) その他薬事に関する事項

(組織等)

第3条 委員会は、本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名する医薬品安全管理責任者、各診療科の部長又は医長、薬剤部長、副薬剤部長、薬剤部職員（薬剤部長及び副薬剤部長を除く。）、看護部職員、臨床検査科職員及び事務局医事課職員で組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、薬剤部長又は副薬剤部長をもって充てる。
- 3 委員会に副委員長2名を置き、委員である部長職の医師の中から病院長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、8月と12月を除く、原則として、毎月1回定例に開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(議事録の保存)

第6条 委員会の議事録は、これを3年間保存しなければならない。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会終了後速やかに、委員会の審議結果を病院長に答申し、承認を得て決定する。また、委員会の議事録を病院長に提出するものとする。

(医薬品の採用手続)

第9条 新規採用医薬品等の申請及び採用基準に関する事項は、別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、本院薬剤部において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市立井田病院薬事委員会要綱(平成6年4月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。